運行管理者試験対策セミナーを手伝っての感想

今年は8月12日に新潟市北区のコミュニティセンターをお借りして9:00~16:30まで、当協会の代 今田早百合先生指導のもと、受講者の皆さんと問題に取り組み、私も微力ながらお手伝いをさせて 頂ました。今田先生の講義は出題形式で行われます。問題を次々に出して、すべて受講者の方に答 頂きます。そのため、セミナーにありがちな「話を聞いているだけ」とか「睡魔との闘い」という 訳にはいきません。常に講師の話について行かなければ答えられないのです。昨年もそうでしたが、 私は「うわっ、キビシー」と思いながらも十数年前に自分が受験者で勉強していた時のことを思い ました。とにかく過去問題集ばかりやって、問題に慣れようとしていた自分を・・・。結果、合格で きので、その勉強法は間違ってなかったと思っています。さすが今田先生。やさしい口調ながらも ビシビシと受講者さんを指名し、答えを導き出す先生はとても格好良かったです。そしてあっとい う間にお昼休憩になり、あと10分ほどで午後の部へ。という時に今田先生が私を呼んで言ったので す午後の講義を始める前に、大野さんから皆さんに少しお話してくださいね♪。」えっ!私ですか! 「どうしよう~(汗)」それまでさほど使っていなかった脳みそをフル回転させて、なんとか小話(試 験を受けた時の体験談など)を披露。詳しくは何を言ったか正直覚えていませんが、少しは考えて おけば良かったと反省。午後の部も先生の熱い指導が続き、そばで見ている私は、答えに詰まって いる人や考え込んでいる人を見るたび「ここでヒントのカンペとかあればな」とか、「大事なとこ だけ書いた資料が1枚欲しかったかな」と思う場面が続出。もっとサポートできる部分があったの に用意できかったことを悔やんでいました。次回はもっと質の高いお手伝いができるよう、勉強し たいと思す。有意義な経験をさせて頂き、ありがとうございました。 瑞穂運輸(株) 大野 恵

一般社団法人適正安全輸送協会のホームページを開設しました!

お知らせ

当協会の代表理事の仙名が難聴 を患い体調不良のため役員を次の 様に変更交代いたしましたのでお!*検索のキーワードは『適正 知らせさせていただきます。

引き続きご協力のほどよろしくお・*まだまだ閲覧数は少ないで : 願い申し上げます。

代表理事 今田早百合 副代表理事 小林 弘 副代表理事 難波 和則 大野 恵 事務局 ニュース・HP担当 仙名 栄

- *ようやく一般社団法人適正 一般社団法人適正安全輸送協会 安全輸送協会のHPを開設 することができました。
- 安全輸送協会』です。
- すので時々HPを覗いてみ てください。

多少ヒット率が高くなりま す。

お寄せください。

一般社団法人適正安全輸送協会のホームページへようこそ *是非ご意見あるいは感想を 内容を充実させて行きます

ニュースの第3号は今年の3月初旬に発行する予定でしたが、作成担当の仙名が2 月末まで入院となってしまい今日に至ってしまいました。誠に申し訳ありませんでした。

平成24年12月の中央道笹子トンネルの天井崩落事故以来道路や橋梁等の社会インフラに対 する負荷が大きい大型車とりわけ特殊車両に対する取締りと罰則が強化されいますが、基準緩和 車両が車両制限令あるいは道路交通法に違反した場合はそれぞれの行政機関で違反情報を共有す ることになったとのことであります。

特殊車両を運行する事業者だけの努力では如何ともしがたい面が多々あり過積載問題を解決 するためには改めて社会全体の問題として捉え対策が必要と考えます。(仙名 栄)

特殊車両に関する理解を深め安全な輸送を実現するために!

新潟県新潟市中央区上所上2丁 目12番2号 ロイヤルハ・レス上所203

2017/9/01(*No3*)

🥝 国土交通省

一般社団法人適正安全輸送協会

基準緩和・通行許可・制限外積載許可と過積載問題を考える!

平成29年7月基準緩和自動車に対する認定要領 等の一部が改正されGマーク認定事業者について は基準緩和の有効期間が2年から3年へ延長(最大 4年)となりましたが、条件や制限違反あるいは 重大事故等を起こした事業者に対する行政処分が 点数化され大変厳しい取扱いがされることになり ました。

今年4月から実施された車両制限令違反に対す る点数化と高速道路の割引停止措置と併せて大型 自動車特に重セミ等の重量物を輸送する事業者に とっては大変厳しい状況になってきています。

自動車の構造基準を定めた保安基準の例外措置 としての基準緩和、荷物を積んで道路を走行する 場合の道路、橋梁等の構造から定めた通行許可制 度あるいは安全交通の面から定められた制限外積 載許可制度に対する理解と認識を深めることが極 めて重要な課題となっています。

重量物輸送に係る基準緩和の見直し 条大又は超重量物を輸送するトレーラ等の保安基準線和自動車については、その特殊性から安全運行確保のため、基準線和認定において付された。 期限、条件や網形を通守する必要があり、使用者は各種手続を始かた負担の下で運用している。しかし、この条件や制限を守らずバラ積み輸送や特 対集用通合作用を申請等の不正便が行われた結果、重大事故を重起さる事業を申請けるが表す。 安全レベルが低下し、重大事故を惹起・公平な競争環境が確保されず、法令遵守する事業者に強い不満 運送業界からの要望 単体物に係る基準緩和トレーラ車両の継続緩和認定の延長及び悪質な運送事業者を排除するため、違反行為に対する指導・処分強化 認定要領の改正 法令遵守体制が徹底していると認められる基準緩 和自動車については、手続の簡素化 基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大 事故等を惹起した基準緩和自動車の認定の一発取消等、 限られた地方連輸局の要員で基準緩和車両の達反事実の確認から行政処分までの - 連の手続きを迅速かつ公正に処理できるよう、従来の基準緩和自動車行政処分等 領を対点がに申車!... 板要 現実し、基準級和自動車ごとに算出した違反点数 (EP) OT-TESENSOMMENSOMET LABOR, SEAME Excellentic Control Laborator (ER)

6------車検証の備考欄には色々なことが書かれてい ます。一度よく読んでみてください!

違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準			
基準緩和の認定に付され た条件又は制限を遵守せ ず運行した場合	1 全ての基準緩和自動車 制限事項に記載された車体表示をしていなかった	1点	第55条 第6項 第3号			
	2 速度抑制装置の緩和を受けた基準緩和自動車 ①制限事項に違反し、高速自動車国道等を運行 ②制限事項に違反し、離島以外の道路を運行	8点				
	3 長さ、幅、高さ、車両総重量、軸重、隣接軸重の 緩和を受けた基準緩和自動車 ①運行速度違反 ②積載重量等の制限違反(過積載) ③特殊車両通行許可違反(未許可を含む) ④制限外積載許可違反(未許可を含む) ⑤バラ積み運行(分割不可能な単体物品の制限違反) ⑥ ①~⑤以外の条件及び制限事項違反	3 点(※2) 3 点(※2) 3 点 3 点 3 点 3 点 3 点				
	4 2及び3以外の基準緩和自動車 条件及び制限事項違反(※3)	3点				
文書警告後の改善未実施	5 文書警告を受けた後、改善報告を行わず運行した場合	11点	第55条			
虚偽による保安基準緩和 申請により認定を受けた 場合	6 保安基準第55条第3項から第5項で求められる書 面等が事実と異なり、かつ、当該書面が作為的に作成 さ れたことが判明した場合		- 第 6 項 第 2 号			

- (※1) 監査において、2から4の違反行為を確認した際に、当該違反行為があった場合に限り加算する。
- (※2) 違反が初回のときは3点、当該処分に基づく行政処分後の1年以内に同違反があった場合7点とする。
- (※3) 道路交通法違反及び道路法を遵守する旨の条件違反を除く。

■重大事故等で上記の違反があった場合は加点されます 8点加算

* 例えば 死者又は重傷者を生じた事故の場合 緩和車両が積載物を落下等させた場合 3点加算

1点~4点 - 文書勧告 5~10点 - 文書警告

11点以上 - 基準緩和の認定の取消

違反点数と行政処分

- ■点数の累積は2年間となります
- * 例えば 重大事故で通行許可違反、制限外積載違反があると合計14点となり基準緩和の取り消しとなります。 (速度違反と過積載は1年以内の再反の場合は7点となります。)

規制改革推進会議が「規制改革ホットライン」<u>に意見と提案を募集!</u>

8月14日付の「物流ニッポン」に「特車許可長引く 審査ートラ事業者死活問題」という記事が掲載されましたが、許可が下りるまでに3、4ケ月あまりも掛かり経 済活動に支障をきたす事態になっているというのが現状 であります。まさに死活問題であります。

昨年の4月からそれまで新潟・長岡・高田・富山・石川の各国道事務所で行われていた通行許可の審査業務を統合して新潟国道事務所1箇所で行われることになり1年以上が経過しました。(統合は全国的傾向)

しかしながら審査を早くするための統合であったにも係わらず1年以上が経過した現在も3、4ケ月という状態が改善されていません。

何処に原因があるのかということを問うてみる必要があるのではないかと考えざるを得えません。

原因1-現在の審査体制の不十分さ

- ①委託先ー建設マネジメント北陸・北陸土木サービス設計共同体
- ②審査人員-12名(非公開・雇用契約の内容は不明)
- ③委託金額-93,960,00円(平成28年度1年分契約額)
- ④年間処理件数-10,834件(平成28年度実績)
- ※情報公開により開示されたデータ

原因2ー他の道路管理者との協議に時間が掛かっている。

原因3ー取り締まり、罰則の許可に伴う申請件数の増加。

◢ 内閣府

「規制改革ホットライン」集中受付の実施について

平成 29 年7月 20 日 規制改革推進会議決定

1. 集中受付の趣旨

「規制改革推進会議」においては、環境や技術変化に対応した規制 改革をタイムリーかつ着実に進めるため、「規制改革ホットライン」に 寄せられた規制改革に関する提案を積極的に取り上げ、その審議結果を 答申に反映して、実現に向けて取り組むこととしている。

今般、通常のホームページによる周知方法に加え、地方自治体を含めた各種団体に対し積極的に提案を働きかけるなど、集中的な周知活動を行うことにより、「規制改革ホットライン」の認知度を一層向上させ、国民や企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として、「規制改革ホットライン」の集中受付を実施する。

2. 集中受付期間

平成29年9月1日(金)~9月30日(土)を集中受付期間とする。

3. 募集する提案

日常生活・仕事や事業活動において不便を感じている、あるいは改善を図るべきだと考える規制・制度について、具体的な提案を幅広く募集する。

- 1 新しい技術やノウハウを持った事業者の新規参入や、事業者の 創意工夫を妨げているもの
- ② 手続きの煩雑さが負担になったり、無駄や非効率を生んでいる
- ③ 国民に対する多様で質の高いサービスの提供を妨げているもの

年度別地方整備局別通行許可の申請件数

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
26年度	11,065	19,426	89,346	11,065	59,509	31,327	25,469	10,159	31,064	1	287,332
27年度	9,194	20,990	89,808	13,855	70,636	31,93	25,370	10,411	36,681	-	308,038
28年度	10,219	請求中	102,960	10,834	請求中	37,157	29,152	11,107	33,259	_	

- ※年度は4月1日から翌年の3月31日までの1年間で各地方整備局で開示されたデータです。
- ※東北、中部地方整備局の28年度分は現在開示請求中であります。
- ※北陸地方整備局の審査が15所に統合された28年度の申請件数が統合前の27年度よりも少なくなっているのはあまりにも審査が遅いため申請者が県内の各地域振興局あるいは新潟市の特車窓口に に申請したものと思われます。全国的な傾向ではないかと思われます。

一般社団法人適正安全輸送協会としての意見提案について

意見や提案を出すのはなかなか難しいことですが、仙名が一昨年提案し規制改革会議の検討課題となった案件は制度の見直しという結論になりました。その時の経験から困っている現状をきちんと整理、分析しその上で解決の方法を提案することが出来れば規制改革推進会議の議論の俎上にあげることは不可能ではないと考えています。

提出期限は9月末ですので一般社団法人適正安全輸送協会としても皆さんから意見を聞いたり議論を重ねた上特殊車両の問題について意見、提案を提出したいと考えております。

例えば、審査があまりにも遅い、誘導車を含む他通行条件の見直し、橋梁の強度計算方法の公開、高速道路の幅や重量の限度の見直しと高速道路の有効活用、基準緩和、車両制限令、道路交通法の取扱いの統一化等々問題は沢山あるのではないかと思います。皆さんの意見をお待ちしています。

運行管理者の一般講習の認定機関に認定されました!

一般貨物自動車運送事業者並びに一般旅客自動車運送事業者で選任されている運行管理者は2年に1回『一般講習』を受講することが義務付けられています。

当協会では会員のための施策の一環として2年に1回運行管理者に義務付けられている『一般講習』を実施できる機関として国土交通省から平成29年2月6日付けで認定を受けることができました。

講師は当会の代表理事である山形市の今田早百合、理事で福島市の丹野豊子そして山形市の行政書士の寺澤公彦氏の3名が運行管理者資格者証を保有すると同時に講師の資格要件も満たしております。

当協会では一般講習開催のご希望があればどこでも伺い 開催したいと考えておりますので遠慮無くお問い合わせく ださい。

2017年度の一般講習開催日程

- ■9月17日(土) 旅客 会場:酒田市 有限会社スワンタクシー
- ■11月4日(土) 貨物 会場:山形市 山形ビックウイング
- ■11月11日(土) 旅客 会場:山形市 山形ビックウイング
- ■12月9日(土) 貨物 会場:福島県男女共生センター
- ※新潟での開催は来年1月以降に予定しております。 ※一般講習の申込方法、時間、料金、会場等の詳細は当協会のホームページを参照してください。

運行管理者試験対策セミナーを開催しました!

8月27日に今年度第1回目の運行管理者試験が開催 されましたが、その試験に先立つ8月12日新潟市の北 地区コミュニティーセンターで試験対策セミナーを開催 しました。

新潟県内では昨年に続いて2回目ですが、講師の今田 早百合さんは長年山形県内で試験対策セミナーを独自で 開催され運行管理者資格者証の取得に多大な貢献をされ てきましたので参加された12名の皆さんも大いに力付 けられたのはないかと思いました。



国自安第218号

定 書

平成28年3月14日付けをもって認定申請のあった講習については、旅

8条の5第1項及び第48条の12第2項並びに貨物自動車運送事業輸送安

客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項。第48条の4第1項。第4

全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2

国十交诵大臣

項の規定に基づき、認定する。

平成29年2月6日

一般社団法人適正安全輸送協会

代表理事 仙名 栄 殿

昨年の対策セミナー受講して一合格しました

その夏、私は適正安全輸送協会初主催の運行管理者試験対策セミナーを受講した。というのも 春に行われた試験に落ちたのである。試験前の数週間、過去間をちょっとやっただけでは当然の 結果であった。初のセミナー開催ではあったが、10名あまりの受講者が集まった。皆さん運送 会社にお勤めで、運転手や事務員の方など現場をよく知る方々のようだ。ベテラン行政書士の今 田先生を講師に皆でテーブルを囲む。講義に使用するテキスト、これはわかり易い。文字ばかり 並んだ過去問集とは違い、簡潔に要点をまとめ、図解があり、過去の重点問題が凝縮されている。 皆で読み、一緒に考えながら問題を解いていく。順番に指名されながら答えるスタイル、眠気な ど感じる暇は無い。解答してみるも、間違ってしまった。分からない。皆わからないようだ。 今田先生の解説が始まる。ポイントはどこか、どのようにアプローチすれば答えが見つかるか。 解答テクニックがここにはあった。なるほど、皆も納得したらしい。時折にぎやかな笑い声も起 こる。こうして緊張と和んだ空気が入れ換わりながら、一日があっという間に過ぎて行った。 それから一か月後、再び試験に臨んだ私には、以前は無かった余裕が少なからず生まれていた。 どこかで見た文章、ここで引っ掛けるつもりだな、と。 結果、数問は間違えたものの、合格。 今田先生、受講者の皆様、そしてこのような機会を設けて下さった全ての方々に感謝したいと思う。 行政書士置田